

ようこそ、日本共産党広陵町議員団HPへ！

広陵民報 NO25 に記載した “我々の主張” をご紹介します。

広陵民報 NO25 の 2 面「許されない日本共産党議員団への攻撃(議会への請願書の取り扱いについて)」の記事に関して、詳細を下記の通り明らかにいたしますので、ご一読ください。

平成 25 年 10 月 10 日

町会議員 各位

町会議員 八尾 春雄

町会議員 山田 美津代

議員懇談会における我々の主張

1. 本来この議員懇談会は開催する必要がない

9 月 20 日及び今回の議員懇談会は、我々の議員活動に関する請願人からの苦情が契機となっているようですが、我々の議員活動について議会で相談し確認して行ったものもなく、議会として対応する義務も権利もありません。我々両議員の責任において実行した事柄ですので「苦情があれば八尾・山田議員に申し出られよ」と対応すべきものです。

2. 議会に関すること

「請願文書表」は 27 名連名による請願を議長が受理して議会に開示したもので、議案として公開が前提の文書であり個人情報ではありません。また、請願に当たっては住所・氏名を明記し押印する規定になっている。文書表＝議案書は、提案した請願人という特定の限定された方々にのみ渡したものであり、それ以外の第 3 者にこの議案書を渡しておらず問題はない。よって、個人情報の漏洩には当たらない。もし個人情報の漏洩というなら開示した議長の責任が問われる。

3. 請願人との関係に属すること

請願人から意見を承る活動は、議員本来の活動です。日本共産党議員団は、議会に提案された議案・意見書・決議・請願・陳情等については、関係者、影響の出る住民の声を確認して採決や以後の活動の判断の材料としている。請願者との懇談の中では H24 年 9 月 26 日付けの広陵町と障がい者保護者代表との確認書を全面支持することを述べた。今回の請願の取り下げを求めるともしておらず、むしろ要望の内容は現行の地区計画条例第 4 条と H24 年 9 月 26 日確認書で対応できること、必要が生じたときはその実現に

尽力することを伝えて不安の払拭に努めたもので「圧力をかけた」事実はありません。尚、個別の対応をこの懇談会に報告する必要はなく、両名の責任で解決にあたる問題です。

4. 請願事項の変更は請願人全員の手続きを経ているのか

請願事項が三転した経過はどのようなものであったか。27名の請願人の確認を得て手続きされているのかどうか。

1回目「障害者の要望による地区計画条例の成立を求める」これが7月22日

2回目「確認書の付記」これが8月26日

3回目「修正条文を第4条末尾に追加する修正」これが8月30日

5. 今回の請願は法令上の合理性がない提案であった

議員必携などでも「法令上の合理性のない請願については不採択とせざるを得ない」と記述されている。議長は「心情の問題であって、後は町が判断したらよい」としたが、無責任な誤った主張である。議会は条例制定権を持っており、法令上の合理性がない請願を紹介した議員の責任が問われる。都市計画法、町の地区計画手続き条例に基づいて手順を踏んで地区計画制定を進めてきた地権者・自治会との間でも問題が起きる可能性もある。

平成25年11月26日

町会議員 各位

町会議員 八尾 春雄

町会議員 山田 美津代

議員懇談会における我々の主張(補充)

去る10月10日議員懇談会で我々の主張については既に明らかにしているところですが、その後10月25日の全員協議会では、我々の主張を受け入れないばかりか、議会で確認されてもいない「個人情報流出及び目的外利用」を前提にした招集手続きが取られたことは事実反しており誠に遺憾です。

このため、我々の主張をさらに明確にして各位の理解を得たく、下記の通り補充しますのでよろしくお願い致します。

1. 広陵町個人情報保護条例では、「第8条(2)法令等に定めがあるとき」において例外として保護すべき対象から除いている。以下に述べるように、広陵町議会会議規則及び地方自治法という法令に定められているように、請願者の住所・氏名は議長が配布した請願文書表により公開された議会に開示されたもので保護すべき対象には当たらない。

広陵町議会会議規則第88条・90条・91条の規定に基づき、請願書には請願の趣旨・提出年月日・志願者の住所及び氏名の記載し、押印することを求め、かつ、議長は請願書に基づき請願文書表を作成して議会に配布することが定められている。今般議長は27名の住所・氏名を記載した請願文書表を作成して議会に開示したものである。

地方自治法第115条で議会は公開することを定めているが、今回の9月議会は秘密会ではなかった。公開の内容には傍聴の自由・報道の自由・会議録の閲覧等が含まれることはよく知られているが、公開されている議会に開示された議案書である請願文書表も当然傍聴者・一般住民にも公開されていると理解されるものである。

2. 10月25日全員協議会では、招集状において、冒頭指摘したように議会で確認されてもいない「個人情報流出及び目的外利用」を前提にした招集となっている。当日の協議会でも抗議した通り、議会で確認されてもいないことを前提にこのような招集することは許されない。再度抗議しておきたい。
3. 10月25日全員協議会に「経過報告とお詫び」文書を提案するに当たり、「関係機関への問い合わせ結果」なる資料が添付されている。我々も同一機関等に照会したが回答結果は下記の通りとなっているのでお知らせしておく。もとよりこれらの機関は広陵町議会を指導監督する立場にないことは言うまでもなく、あくまで参考として把握したうえで、詳細は広陵町議会で検討・確認すべきものであることを指摘しておきたい。

① 広陵町総務部長及び総務課個人情報保護法担当

「議会事務局長が体で来て、請願書の採否を検討する際に配布された請願者の住所・氏名が記載された資料を2議員が配布したがこれは個人情報保護条例ではどうなるのかと質問があった。議会に開示された議案書であるとの認識が持てず、条例で定めている通り、議会も実施機関であり議員も守らなければならない、との認識を返事した。」(担当者)「議会が個人情報をどのように扱うかは、議会で協議し確認されるべきもの」(部長)

② 奈良県総務部総務課 10月29日県議会日本共産党議員団控室にてお会いした。

「この件で広陵町議会事務局から照会があったが、回答は行っていない。1.奈良県議会実施機関ではない 2.奈良県総務部総務課は奈良県議会の個人情報保護も各市町村議会の個人情報保護も所掌していない 3.広陵町議会が個人情報をどのように扱うのか指導する立場にもない。」

③ 奈良県町村議会議長会事務局 10月30日、

電話で「直接お会いしてお話を伺いたい」と申し入れたが「議会事務局長に説明した通りだ」との返事であったため、再度電話で申し入れたところ、「前回と同じ返事だ。もし気持ちがあるなら県の市町村振興課行政係に照会されてはどうか。」との助言をいただいた。

④ 奈良県市町村振興課行政係 11月14日電話で照会した。

「議案書として議員に配布された請願文書表は公開された議会に開示されたもので特に秘匿すべきものではない。奈良県議会においても請願者の住所・氏名を記載した会議録を作成し公開している。」

⑤ 全国町村議会議長会事務局 11月8日電話で照会した。

「請願書や他の議案を含め傍聴席にコーナーを設け傍聴者にも閲覧できるようにしたり、必要な場合には写しをとれるようにしている議会もある。それぞれの議会での公開のあり方を検討確認されたらよい。今回は議長が27名の請願者の氏名・住所を記載した

請願文書表を作成して議案として議員に開示したこと、公開された議会であったことを踏まえ、採決前に請願文書表を請願者に届けて懇談したことは特に差し支えがない。」

4. 地方議会運営事典(地方議会運営研究会編集)において「議員の秘密漏えい」の項目を確認すると「議員が、秘密会の議事の内容を他に漏らすことをいう」と明記されている。9月議会は秘密会ではなかった。
5. 請願文書表の写しを請願者に届けたのは、議会での動きを知らせ請願者の行った手続きが進んでいることを報告して懇談のために行ったものである。また、議員各位が了解された10月25日「経過報告とお詫び」文書において、請願者を「第3者」としているが請願者は請願の当事者であって第3者ではない。いわば提案当事者に限定して提案文書が届いたことになる。請願者以外に届けた事実はなく、開示されたからと言ってみだりにこれを頒布したものでないことも指摘しておきたい。
6. 広陵町議会会議規則第90条3において請願文書表について「請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。」と定められている。開示された請願文書表は1枚の用紙に27名の住所・氏名が連続して記載されていた。議長が請願代表者のみを記載してほか何名との表記も可能であったと思われるが、今回はそのようにしないで請願文書表を作成したこととなる。このため請願者が互いに既知の間柄であると受け止めるのが自然ではないか。
7. 「住所・氏名は請願者が請願を行うために記入したものであって、議員が訪問する際の情報にしてほしいと考えて記入したものではないので、2人の議員の行為は目的外使用ではないか」との説明が議会事務局長からあった。上記述べてきたように、請願者の個人情報や議案として開示されたもので、他の議案同様、議案審議に有効に役立てることを前提に提出されたものである。議員が、議案提案者である請願者各位と親しく懇談して最終的な態度を決めることは、情報が開示された趣旨を真正面から受け止め有効活用したことであって目的に合致する議員活動である。懇談の中で把握したご意見も踏まえて議会での審議に活かしているものである。一般的に、議案書内容にもよるが、選挙で選ばれたからと言って、関係する住民の意見も把握・確認しないで採決に臨むということは避けるべきではないかと考えているが、今回は直接ご意見を承る必要があると判断したものである。請願者に圧力をかけた事実もなく、目的外使用には当たらない。
8. 我々と請願者の関係については、既に表明しているように、この懇談会に報告する必要はなく、我々自身で解決に当たる問題である。
9. とりあえず以上の通り我々の主張を補充しておくのでご理解ご了解をたまわりたい。尚、今回の件で議員各位が今後さらに何らかの行動をとられるのであれば、我々はそのことに対する意見の表明等を留保していることを付言しておきたい。

以上